令和２年４月１日

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い，手指の消毒等のため，消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく，また，消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため，多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど，火災予防に留意する必要があります。

消毒用アルコールを取り扱う際は，下記の点に注意するようお願いします。

消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。

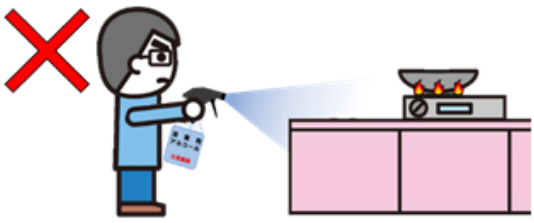

消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。
また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。

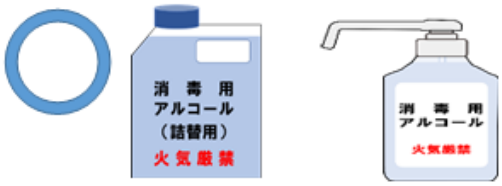

消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。

消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。

室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。
また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことはさけましょう。

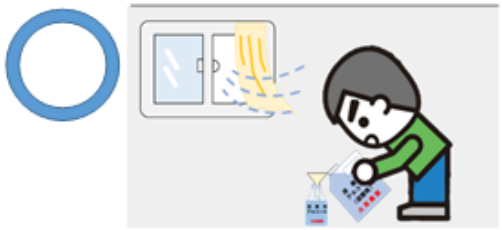

担　当：予防課
連絡先：0226-22-6693